

令和6年2月6日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

区の条例で定める地域密着型サービスの事業の人員等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により厚生労働省令（※）に定められた基準によることとされている。今般、社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令が改正されたため、「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」を改正する。

※ 厚生労働省令

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成18年厚生労働省令第34号）

2 改正内容

主な改正内容は別紙1のとおり

3 新旧対照表

別紙2のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和6年2月 令和6年第1回定例会提案
4月1日 改正条例施行（一部の規定に経過措置規定あり）

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」及び「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」概要対照表

【上記2条例の対象となるサービス】

地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
A：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
B：夜間対応型訪問介護	
C：地域密着型通所介護	
D：認知症対応型通所介護	d：介護予防認知症対応型通所介護
E：小規模多機能型居宅介護	e：介護予防小規模多機能型居宅介護
F：認知症対応型共同生活介護	f：介護予防認知症対応型共同生活介護
G：地域密着型特定施設入居者生活介護	
H：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
I：看護小規模多機能型居宅介護	

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会令和5年12月19日）を参考に作成

- ①項目の末尾に、指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を、《 》内に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。
- ②対象サービスの表記は、上記のA～I及びd～fの各サービスに対応している。

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
協力医療機関との連携体制の構築 （協力医療機関等） 第126条第2項、第3項及び第6項他 ≪第84条第2項、第3項及び第6項≫	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。	左記に加え、以下の見直しを行う。 ア 医師等による相談対応体制・診療体制を常時確保している医療機関を、協力医療機関として定めることを努力義務とする。 イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認することを義務付ける。 ウ 利用者が退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることを努力義務とする。
【対象サービス】 F：認知症対応型共同生活介護、G：地域密着型特定施設入居者生活介護、f：介護予防認知症対応型共同生活介護		

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
協力医療機関との連携体制の構築 (協力医療機関等) 第 174 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項 * 3 年間の経過措置期間中は努力義務	入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。	左記に加えて、以下の見直しを行う。 ア 医師等による相談対応体制・診療体制を常時確保し、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関を協力医療機関とすることを義務付ける。 イ 1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認することを義務付ける。 ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることを努力義務とする。
【対象サービス】 H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

緊急時等の対応方法の定期的な見直し (緊急時等の対応) 第 167 条の 2 第 2 項	入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の従業者である医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。	あらかじめ、施設の従業者である医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時等における対応方法について定める。また、1 年に 1 回以上見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うことを義務付ける。
【対象サービス】 H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

感染症への対応力の向上 (協力医療機関等) 第 126 条第 4 項及び第 5 項他 ≪第 84 条第 4 項及び第 5 項≫	(新設)	新興感染症発生時に感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務とする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。
【対象サービス】 F : 認知症対応型共同生活介護、 G : 地域密着型特定施設入居者生活介護、 H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 f : 介護予防認知症対応型共同生活介護		

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
身体的拘束等の適正化の推進 (サービスの具体的取扱方針) 第 25 条他 <<第 43 条他>> * 小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介 護、介護予防小規模多機能型 居宅介護は、1 年間の経過措 置期間中は努力義務	(新設)	緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束等を行ってはならない。 身体的拘束等を行う場合には、その 態様・時間、その際の利用者の心身 の状況・緊急やむを得ない理由を記 録することを義務付ける。
		【対象サービス】 A : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、B : 夜間対応 型訪問介護、C : 地域密着型通所介護、D : 認知症対応 型通所介護、d : 介護予防認知症対応型通所介護
	身体的拘束等を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録しなければならない。	左記に加え、身体的拘束等の適正化 のための措置(委員会の開催、指針 の整備、研修の定期的な実施)を義 務付ける。
		【対象サービス】 E : 小規模多機能型居宅介護、I : 看護小規模多機能型 居宅介護、e : 介護予防小規模多機能型居宅介護

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
ユニットケアの質の向上 (勤務体制の確保等) 第 189 条第 5 項	(新設)	ユニットケアの質の向上の観点か ら、個室ユニット型施設の管理者 は、ユニットケア施設管理者研修を 受講することを努力義務とする。
【対象サービス】 H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

(3) 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
介護現場における生産性の向 上 (利用者の安全並びに介護サー ビスの質の確保及び職員の負 担軽減に資する方策を検討す るための委員会の設置) 第 107 条の 2 他 <<第 64 条の 2 他>> * 3 年間の経過措置期間中は 努力義務	(新設)	利用者の安全並びに介護サービ スの質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会の設 置を義務付ける。
【対象サービス】 E : 小規模多機能型居宅介護、F : 認知症対応型共同生活介護、G : 地域密着型特定施 設入居者生活介護、H : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、I : 看護小規模 多機能型居宅介護、e : 介護予防小規模多機能型居宅介護、f : 介護予防認知症対応型 共同生活介護		

(4) その他

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
「書面掲示」規制の見直し (掲示) 第 35 条第 3 項他 《第 33 条第 3 項他》 * 令和 7 年 4 月 1 日から適用	運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示に加え、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。
【対象サービス】すべてのサービス種別		

世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例 平成25年3月5日条例第17号	○世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例 平成25年3月5日条例第17号
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 申請者の要件（第3条）	第2章 申請者の要件（第3条）
第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第4条—第204条）	第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第4条—第204条）
第4章 区外に所在する事業所又は施設に係る特例（第205条）	第4章 区外に所在する事業所又は施設に係る特例（第205条）
第5章 雑則（第206条・第207条）	第5章 雑則（第206条・第207条）
附則	附則
第1条～第6条（省略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）	第1条～第6条（省略） （定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）
第7条（省略）	第7条（省略）
2～4（省略）	2～4（省略）
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることできる。 （1）～（10）（省略）	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることできる。 （1）～（10）（省略） <u>（11）健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u>
<u>（11）</u> 介護医療院	<u>（12）</u> 介護医療院

改正後	改正前
<p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定</u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一<u>敷地</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (省略)</p> <p>第8条～第24条 (省略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p><u>(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> (省略)</p> <p>第26条～第34条 (省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p>	<p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一<u>施設</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (省略)</p> <p>第8条～第24条 (省略)</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(8)・(9)</u> (省略)</p> <p>第26条～第34条 (省略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>らない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第36条～第42条（省略） （記録の整備）</p> <p>第43条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>(2) 第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第26条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(4) 訪問看護報告書</p> <p><u>(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(6) 第29条の規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(7) 第39条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(8) 第41条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第44条～第47条（省略） （訪問介護員等の員数）</p>	<p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項</u>の重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>第36条～第42条（省略） （記録の整備）</p> <p>第43条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>(2) 第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第26条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(4) 訪問看護報告書</p> <p><u>(5) 第29条に規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(6) 第39条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(7) 第41条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第44条～第47条（省略） （訪問介護員等の員数）</p>

改正後	改正前
<p>第48条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定</u>夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 前項本文の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10)（省略）</p> <p><u>(11)</u> 介護医療院</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定</u>夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、当該<u>指定</u>夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7（省略）</p> <p>第49条～第51条（省略）</p>	<p>第48条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 前項本文の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10)（省略）</p> <p><u>(11)</u> <u>指定介護療養型医療施設</u></p> <p><u>(12)</u> 介護医療院</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7（省略）</p> <p>第49条～第51条（省略）</p>

改正後	改正前
<p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7)～(9) (省略)</u></p> <p>第53条～第58条 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第29条の規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による</u>事故の状況</p>	<p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p><u>(5)～(7) (省略)</u></p> <p>第53条～第58条 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 次条において準用する第29条に規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する</u>事故の状況及</p>

改正後	改正前
<p>及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第60条～第60条の8（省略）</p> <p>（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p><u>（5） 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>（6） 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>（7）・（8）</u>（省略）</p> <p>第60条の10～第60条の18（省略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1） 地域密着型通所介護計画</p> <p>（2） 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>（3） 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>（4） 次条において準用する第29条の規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p>	<p>び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第60条～第60条の8（省略）</p> <p>（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p><u>（5）・（6）</u>（省略）</p> <p>第60条の10～第60条の18（省略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第60条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1） 地域密着型通所介護計画</p> <p>（2） 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>（3） 次条において準用する第29条に規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p>

改正後	改正前
<p>(5) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p>	<p>(4) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p>
<p>(6) 第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>(5) 第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>(7) 前条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>(6) 前条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>第60条の20・第60条の20の2（省略） （準用）</p>	<p>第60条の20・第60条の20の2（省略） （準用）</p>
<p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前款（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書に規定する場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所（共生型地域密着型通所介護事業を行う事業所をいう。）の設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項並びに第60条の13第3項</p>	<p>第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前款（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書に規定する場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所（共生型地域密着型通所介護事業を行う事業所をいう。）の設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項並びに第60条の13第3項</p>

改正後	改正前
<p>及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第60条の21～第60条の29（省略）</p>	<p>第60条の21～第60条の29（省略）</p>
<p>（指定療養通所介護の具体的取扱方針）</p>	<p>（指定療養通所介護の具体的取扱方針）</p>
<p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>（1）・（2）（省略）</p>	<p>（1）・（2）（省略）</p>
<p><u>（3） 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p>	
<p><u>（4） 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	
<p><u>（5）～（7）</u>（省略）</p>	<p><u>（3）～（5）</u>（省略）</p>
<p>第60条の31～第60条の36（省略）</p>	<p>第60条の31～第60条の36（省略）</p>
<p>（記録の整備）</p>	<p>（記録の整備）</p>
<p>第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第60条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>
<p>（1）療養通所介護計画</p>	<p>（1）療養通所介護計画</p>
<p>（2）前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p>	<p>（2）前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p>
<p>（3）次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具</p>	<p>（3）次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体</p>

改正後	改正前
<p>体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第29条の規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(7) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p><u>(8) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第60条の38～第65条（省略） （利用定員等）</p> <p>第66条（省略）</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、次に掲げる事業又は介護保険施設若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する</u>指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>第67条～第70条（省略） （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者</u></p>	<p>体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(4) 次条において準用する第29条に規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する</u>報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p><u>(7) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第60条の38～第65条（省略） （利用定員等）</p> <p>第66条（省略）</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、次に掲げる事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>第67条～第70条（省略） （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）</p> <p>第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> (省略)</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>第73条～第79条 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>	<p><u>(5)・(6)</u> (省略)</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条<u>及び次条</u>において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>第73条～第79条 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

改正後			改正前		
<p>(4) 次条において準用する第29条の規定による区市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>			<p>(3) 次条において準用する第29条に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>		
<p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、次条において準用する第60条の18第4項の規定により同条第2項の規定に準じて記録したものを整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>			<p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、次条において準用する第60条の18第4項の規定により同条第2項の規定に準じて記録したものを整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p>		
<p>第81条・第82条（省略） （従業者の員数等）</p>			<p>第81条・第82条（省略） （従業者の員数等）</p>		
<p>第83条（省略） 2～5（省略）</p>			<p>第83条（省略） 2～5（省略）</p>		
<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者のうち同表の右欄に掲げるものは、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者のうち同表の右欄に掲げるものは、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第</u></p>	<p>介護職員</p>

改正後				改正前			
					<u>4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>		
					又は介護医療院		
2	指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師	2	指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師
7～13（省略） 第84条～第92条（省略） （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）				7～13（省略） 第84条～第92条（省略） （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）			
第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。				第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。			
(1)～(4)（省略）				(1)～(4)（省略）			
(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等</u> を行ってはならない。				(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u> を行ってはならない。			
(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。				(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			
<u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>							
<u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>							

改正後	改正前
<p><u>を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(8)・(9) (省略)</u></p> <p>第94条～第107条 (省略)</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、そ</p>	<p><u>(7)・(8) (省略)</u></p> <p>第94条～第107条 (省略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その</p>

改正後	改正前
<p>の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>
<p>第109条～第121条（省略）</p> <p>（管理者による管理）</p>	<p>第109条～第121条（省略）</p> <p>（管理者による管理）</p>
<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設その他の規則で定める事業所等（以下この条において「事業所等」という。）を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設その他の規則で定める事業所等（以下この条において「事業所等」という。）を管理する者であってはならない。ただし、<u>事業所等が同一敷地内に</u><u>あること等により</u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>第123条～第125条（省略）</p> <p>（協力医療機関等）</p>	<p>第123条～第125条（省略）</p> <p>（協力医療機関等）</p>
<p>第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>	<p>第126条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>
<p><u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、規則で定める回数以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った区市町村長に届け出なければならない。</u></p>	
<p>4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>	
<p>5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	
<p>6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p>	
<p><u>7・8</u>（省略） 第127条（省略） （記録の整備）</p>	<p><u>2・3</u>（省略） 第127条（省略） （記録の整備）</p>
<p>第128条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p>	<p>第128条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p>
<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、</p>	<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、</p>

改正後	改正前
<p>規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) 第116条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>	<p>規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) 第116条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>
<p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第5項まで、第100条、第103条、第105条及び第107条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第6節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護</p>	<p>第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第5項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第6節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を</p>

改正後	改正前
<p>について知見を有する者」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>有する者」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第130条（省略）</p>	<p>第130条（省略）</p>
<p>（従業者の員数）</p>	<p>（従業者の員数）</p>
<p>第131条（省略）</p>	<p>第131条（省略）</p>
<p>2～6（省略）</p>	<p>2～6（省略）</p>
<p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>（1） 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p>	<p>（1） 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p>
<p><u>（2） 介護医療院 介護支援専門員</u></p>	<p><u>（2） 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p>
<p>8～10（省略）</p>	<p><u>（3） 介護医療院 介護支援専門員</u></p>
<p>11 <u>次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは「0.9」とする。</u></p>	<p>8～10（省略） 第1項第1号の生活相談員、同項第2号の看護職員及び介護職員、同項第3号の機能訓練指導員並びに同項第4号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p><u>（1） 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会に</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>第132条～第147条（省略） （協力医療機関等）</p> <p>第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	<p>第132条～第147条（省略） （協力医療機関等）</p> <p>第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定める回数以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った区市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u> (記録の整備)</p> <p>第149条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げ</p>	<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> (記録の整備) <p>第149条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項の<u>規定による</u>結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第5項まで、<u>第100条及び第107条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第7節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、<u>第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>る記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第139条第5項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項に<u>規定する</u>結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する 報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第5項まで<u>及び</u>第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第7節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>第151条・第152条（省略） （従業者の員数）</p> <p>第153条（省略） 2～7（省略）</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（省略）</p> <p>(3) 病院 栄養士 <u>又は</u>管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</p> <p>(4)（省略）</p> <p>9～17（省略）</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5)（省略）</p> <p>(6) 医務室 医療法 <u>(昭和23年法律第205条)</u> 第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9)（省略）</p>	<p>第151条・第152条（省略） （従業者の員数）</p> <p>第153条（省略） 2～7（省略）</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2)（省略）</p> <p>(3) 病院 栄養士 <u>若しくは</u>管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。） <u>又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p>(4)（省略）</p> <p>9～17（省略）</p> <p>第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～17（省略）</p> <p>(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9)（省略）</p>

改正後	改正前
<p>2 (省略) 第155条～第167条 (省略) (緊急時等の対応)</p> <p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、<u>当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、規則に定める回数以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>第168条 (省略) (計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) (省略) (5) 第159条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行う</u>こと。 (6) 第179条において準用する第39条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等<u>の記録を行う</u>こと。 (7) 第177条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>第170条～第173条 (省略) (協力医療機関等)</p> <p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等</u></p>	<p>2 (省略) 第155条～第167条 (省略) (緊急時等の対応)</p> <p>第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>第168条 (省略) (計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) (省略) (5) 第159条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録すること。</u> (6) 第179条において準用する第39条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等<u>を記録すること。</u> (7) 第177条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録すること。</u></p> <p>第170条～第173条 (省略) (協力病院等)</p> <p>第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、規則で定める回数以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った区市町村長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福</u></p>	<p><u>入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>第175条～第177条（省略） （記録の整備）</p> <p>第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1） 地域密着型施設サービス計画 （2） 第157条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第159条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4） 次条において準用する第29条<u>の規定による</u>区市町村への通知に係る記録 （5） 次条において準用する第39条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録 （6） 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （7） 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、<u>第60条の17第1項から第5項まで及び第107条の2</u>の規</p>	<p><u>2</u> 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>第175条～第177条（省略） （記録の整備）</p> <p>第178条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>（1） 地域密着型施設サービス計画 （2） 第157条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録 （3） 第159条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 （4） 次条において準用する第29条<u>に規定する</u>区市町村への通知に係る記録 （5） 次条において準用する第39条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録 （6） 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （7） 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 （準用）</p> <p>第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15<u>及び</u>第60条の17第1項から第5項までの規定は、指定地</p>

改正後	改正前
<p>定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第8節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第8節第4款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。</p>
<p>第180条～第188条（省略） （勤務体制の確保等）</p>	<p>第180条～第188条（省略） （勤務体制の確保等）</p>
<p>第189条（省略） 2～4（省略）</p>	<p>第189条（省略） 2～4（省略）</p>
<p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>	
<p><u>6</u>（省略） 第190条（省略） （準用）</p>	<p><u>5</u>（省略） 第190条（省略） （準用）</p>
<p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第5項まで、<u>第107条の2</u>、第155</p>	<p>第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第5項まで、第155条から第157</p>

改正後	改正前
<p>条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第8節第5款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第192条（省略） （従業者の員数等）</p>	<p>条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第3章第8節第5款」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第192条（省略） （従業者の員数等）</p>

改正後	改正前
<p>第193条（省略） 2～6（省略） 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設</p> <p><u>(4) 介護医療院</u></p> <p>8～14（省略） 第194条～第198条（省略） （指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させて、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を</u>妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(6)（省略）</p>	<p>第193条（省略） 2～6（省略） 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> (5) 介護医療院</p> <p>8～14（省略） 第194条～第198条（省略） （指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u>妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(6)（省略）</p>

改正後	改正前
<p><u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を規則で定める回数以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(8)～(12) (省略)</u></p> <p>第200条～第202条 (省略) (記録の整備)</p> <p>第203条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 第199条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(5) 看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u>区市町村への通知</p>	<p><u>(7)～(11) (省略)</u></p> <p>第200条～第202条 (省略) (記録の整備)</p> <p>第203条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 第199条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(5) 看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条<u>に規定する</u>区市町村への通知に</p>

改正後	改正前
<p>に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>	<p>に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第60条の17第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>
<p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、<u>第107条及び第107条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者<u>その他の従業者</u>」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者<u>その他の従業者</u>」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第9節第4款」と、第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者<u>その他の従業者</u>」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条第1項中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中</p>	<p>第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで<u>及び</u>第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この款」とあるのは「第9節第4款」と、第60条の13第3項及び第4項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条第1項中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模</p>

改正後	改正前
<p>「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表1の項中欄又は2の項中欄に掲げる施設等（居住機能を担う施設等に限る。）」とあるのは「第193条第7項各号に掲げる施設等」と読み替えるものとする。</p>	<p>多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表1の項中欄又は2の項中欄に掲げる施設等（居住機能を担う施設等に限る。）」とあるのは「第193条第7項各号に掲げる施設等」と読み替えるものとする。</p>
<p>第205条～第207条（省略）</p>	<p>第205条～第207条（省略）</p>
<p>附 則～附 則（令和3年3月9日条例第9号）（省略）</p>	<p>附 則～附 則（令和3年3月9日条例第9号）（省略）</p>
<p><u>附 則（令和6年3月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p>	
<p><u>1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p>	
<p><u>（重要事項の掲示に係る経過措置）</u></p>	
<p><u>2 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第35条第3項（改正後条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後条例第35条第3項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。</u></p>	
<p><u>（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）</u></p>	
<p><u>3 施行日から令和7年3月31日までの間、改正後条例第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</u></p>	
<p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）</u></p>	
<p><u>4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後条例第107条の2</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(改正後条例第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用については、<u>改正後条例第107条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(協力医療機関との連携に関する経過措置)</u></p> <p>5 <u>施行日から令和9年3月31日までの間、改正後条例第174条第1項(改正後条例第191条において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用については、<u>改正後条例第174条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。</u></p>	